

藤支 7 第 1 3 6 号
令和 7 年 9 月 1 7 日

会 員 各 位

東京地方税理士会藤沢支部
支 部 長 森田 恵理子
(公印省略)

第 2 6 1 回定例会・研修会結果について(報告)

令和 7 年 9 月 1 2 日に藤沢商工会館ミナパークにて開催された定例会は会員 5 5 名・WEB 配信視聴 2 3 名が出席し、結果は次の通りです。

1. 支部長挨拶

秋に向けて支部行事が多い、今年は一度しかないのでは是非支部行事に参加して親睦を深めてほしい

2. 会員異動

定例会レジュメ I ご参照

新入会員ご挨拶：細谷政徳会員、岡部素史会員、田澤由美会員

3. 会務報告

森田支部長

- ・定例会レジュメ II-1、2 ご参照
- ・悪天候の場合の幹事会、定例会などの開催方法、講師の先生が会場までいらっしゃれるかなども含めて今後検討予定

4. 各部報告

総務部

- ・本日署との意見交換会開催
- ・8/5 本会連絡協議会に出席、主題は役員選挙の電子投票について
- ・昨年までの確定申告の手引き配布に代えて、協同組合との共催で書籍補助を実施、申込は 11/30 まで
- ・9/11 署掲示板名札撤去、支部で処分予定だが欲しい方は 9/30 までに事務局まで取りにきてほしい
- ・9/18 湘南八支部連絡協議会に出席、主題は会務運営の DX 化
- ・本会メールへの接続を行ってほしい、接続方法が分からない方は本会事務局へ問い合わせしてほしい

経理部

- ・会費収納について、かながわ信金の口座振替を推奨
- ・税政連の年会費が 10 月から値上げ、追加 6,000 円納付をメールでお願いする予定

厚生部

- ・ 7/16 協同組合ボーリング大会参加
- ・ 9/11 協同組合ゴルフ大会参加
- ・ 今後の予定

支部事業 9/13 支部囲碁大会、10/31 支部ゴルフ大会、11/7 支部日帰り旅行、12/12

支部忘年会

協同組合事業 10/6 野球大会、11/11 テニス大会
10/3 湘南八支部ゴルフ大会

広報部

- ・ 支部報 161 号 9/30 発送予定
- ・ 9 月号本会広報誌の表紙が小山会員の写真なのでぜひ見てほしい

研修部

- ・ Web 研修の実績報告（7 月 72 名、8 月 78 名受講）
- ・ 10/16、11/17 会場型研修を実施予定（配布資料ご参照）

業務対策部

- ・ 神奈川県振興課から地域未来投資促進法の周知依頼あり、設備投資の優遇規定あり
- ・ 法人会会報誌しおかぜへの寄稿文執筆者を募集
- ・ 本日業務対策部主催の研修を実施予定

税務支援対策部

- ・ 無料相談の従事人数が決定、10 月に来年 1-2 月無料相談のアンケートを実施予定、無料相談への従事は税理士の義務なのでアンケートは必ず回答してほしい
- ・ 事情があり従事が困難な方は、その旨回答してほしい

租税教育推進部

- ・ 9/17 署との意見交換会に参加予定
- ・ 11/13 開催予定の日大藤沢租税教室の準備中

税務相談部

- ・ 10 月、11 月相談会の相談員を募集中
- ・ 確定申告期の相談員のアンケートを年末に実施予定

綱紀監察部

- ・ 本日綱紀監察部主催の研修実施予定
- ・ 処分事案が増えているので注意してほしい
- ・ 11/14 税理士事務所職員向けの研修を実施予定

- ・ 11/19 署との連絡協議会実施予定

70 周年記念事業実行委員会

- ・ 2026/6/19 の定期総会後に記念式典を実施予定
- ・ 記念講演を依頼する方を検討中

臨税対策委員会

- ・ JA さがみから R6 年度確定申告実績を取得、所得税申告実績が 1400 件
- ・ 所得税申告件数に応じて各所 1-3 名税理士を派遣するとして従事人数を試算、所得税で 86 人日の派遣が必要、従来から実施している消費税で 17 人日の派遣が必要、合計で 100 人日超の税理士派遣が必要になる
- ・ 従事会員をお願いベースで確保するのは難しいので、義務として参加をお願いした方がいいのではないか
- ・ JA さがみ側でも支店、開催日数を圧縮予定
- ・ 従事会員向けに農業所得の研修を実施予定（決算までは JA 職員が作成）

5. 藤沢税務署からの連絡事項

前田署長

- ・ 納税者や税理士の利便性向上と税務行政の効率化のため、法人税 ALL e-Tax、相続税 e-Tax、キャッシュレス納付の協力をお願いしたい
- ・ R7 年度はキャッシュレス推進デーを設けて納税者に対して利用勧奨（特に源泉所得税の自動ダイレクトを推奨）
- ・ 本日協議会、意見交換会開催予定

管理運営部門

- ・ 国税のキャッシュレス納付の勧奨
- ・ 納税証明書オンライン請求の勧奨
- ・ 税務署窓口で来署者へスマホ利用の勧奨を行っており、関与先から税理士へ利用者識別番号の問合せがあるかもしれないのでその時はご対応をお願いしたい

徴収部門

- ・ 期限内納付の勧奨、期限内納付ができない場合は納付計画を立てて早めに徴収担当に相談してほしい

資産課税部門

- ・ 相続税および贈与税の e-Tax 利用勧奨
- ・ 特設サイトがあるのでそこで最新情報を確認してほしい

法人課税部門

- ・ 法人税 ALL e-Tax の勧奨（財務諸表等の PDF 添付は認められていない）

- ・源泉所得税のキャッシュレス納付勧奨

総務課

- ・税理士業務の実態確認の協力願い
- ・書面添付制度の活用勧奨、国税庁 HP にチェックシートおよび記載例があるので活用してほしい

<今後の予定>

税政連からの報告事項

- ・定期総会で会費改定の追加分会費が発生、振込をお願いしたい
- ・10/22 税政連と本会の共催研修会を開催予定

第 2 6 1 回定例会

令和 7 年 9 月 12 日（金）

I. 会員異動

正会員：310名 準会員：5名 （計：315名） 法人会員：29社

前回定例会（第260回）報告後の会員異動状況

退会	7月30日	池田 恵子		業務廃止
退会	8月16日	濱名 智恵子	税理士法人モリタ会計	ご逝去
入会	8月1日	諸戸 義雄		東京会より
入会	8月21日	児玉 寛	辻・本郷税理士法人湘南事務所	横浜中央支部より
入会	8月21日	岡部 素史	辻・本郷税理士法人湘南事務所	登録即入会
入会	8月21日	田澤 由美	T A O 税理士法人	登録即入会

※ 定例会で自己紹介をお願いするのは、細谷政徳会員（R7年5月23日入会）、岡部素史会員、田澤由美会員の予定です。

II-1. 会務報告

- 7/25(金) 第3回研修部会（ミナパーク）
新入会員説明会（ミナパーク）
第260回定例会及び研修会（ミナパーク）
- 7/30(水) 第2回厚生部会（ミナパーク）
- 8/12(火) 相続贈与無料相談会（ミナパーク）
- 8/27(水) 第3回租税教育推進部会（ミナパーク）
- 9/5(金) 第3回広報部会（ミナパーク）
第4回正副支部長会（ミナパーク）
第2回70周年記念事業実行委員会（ミナパーク）
第1回臨税対策委員会（ミナパーク）
第4回幹事会（ミナパーク）
朝日生命との協議会
- 9/9(火) 相続贈与無料相談会（ミナパーク）

II-2. 会務報告（支部長）

- 7/29(火) 東京地方税理士会支部長会
- 8/4(月) 東京地方税理士協同組合保険代理店会総会
- 8/5(火) 本会総務会務制度委員会連絡協議会
- 8/6(水) 税政連定期大会
- 8/8(金) 本会公益活動連絡協議会
- 8/19(火) 東京地方税理士協同組合ジブラルタ生命との協議会
- 9/2(火) 東京地方税理士協同組合朝日生命との協議会
- 9/8(月) 神奈川税窓会藤沢支部総会
- 9/9(火) 藤沢酒類懇話会通常総会

III. 今後の日程

- 9/12(金) 新入会員説明会（ミナパーク）11:30～

- 第261回定例会及び研修会（ミナパーク）13:30～
 藤沢税務署との協議会（ミナパーク）17:20～
 藤沢税務署との意見交換会（ミナパーク）18:00～
- 9/13(土) 支部囲碁大会（ミナパーク）13:00～
 9/18(木) 湘南八支部連絡協議会(ミナカ小田原)17:00～
 10/3(金) 第52回湘南八支部ゴルフ大会(本厚木カンツリークラブ)
 10/10(金) 第51回日税連公開研究討論会（パシフィコ横浜ノース）
 10/14(火) 相続贈与無料相談会（ミナパーク）10:00～
 10/16(木) 第4回研修部会（ミナパーク）14:00～
 支部会場型研修会（ミナパーク）15:00～
 10/31(金) 支部ゴルフ大会（小田急藤沢ゴルフクラブ）
 11/7(金) 支部日帰り旅行
 11/9(日) 税を考える週間（イオン茅ヶ崎中央店）
 11/13(木) 納税表彰式（ミナパーク）
 11/14(金) 税理士事務所職員対象の綱紀保持に関する研修会（ミナパーク）
 11/15(土) 暮らしと事業の何でも相談会（八土業）（ミナパーク）
 11/17(月) 第5回研修部会（ミナパーク）14:00～
 支部会場型研修会（ミナパーク）
 11/19(水) 署との綱紀監察連絡協議会（ミナパーク）
 11/26(水) 第5回正副支部長会（ミナパーク）13:30～
 第3回70周年記念事業実行委員会（ミナパーク）14:30～
 第2回臨税対策委員会（ミナパーク）15:00～
 第5回幹事会（ミナパーク）15:30～
 日税グループとの協議会
 11/27(木) 中間監査（ミナパーク）16:00～
 12/10(水) 第6回研修部会（ミナパーク）11:00～
 新入会員説明会（ミナパーク）11:30～
 第262回定例会及び研修会（ミナパーク）13:30～
 12/12(金) 支部忘年会
 R8.1/19(月) 紫藤会賀詞交歓会
 R8.1/30(金) 確定申告期無料相談会（寒川）
 R8.2/3(火) 確定申告期無料相談会（茅ヶ崎）
 R8.2/4(水) 税理士記念日確定申告無料相談会（茅ヶ崎）
 R8.2/6(金) 確定申告期無料相談会（藤沢）
 R8.6/19(金) 第70回定期総会(湘南鎌倉クリスタルホテル)
 70周年記念式典・記念講演

IV. 協同組合厚生事業日程（日程は予定です。変更となる場合があります。）

- 10/6(月) 第21回野球・ソフトボール大会（神奈川県立保土ヶ谷公園 野球場）
 11/11(火) 第21回テニス大会（K P I P A R K）
 12/5(金) 忘年懇親会（横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ）
 R8.1/15(木) 第21回囲碁大会（税理士会館8階）

藤沢税務署からの連絡事項

【管理運営部門】

1 国税のキャッシュレス納付

国税の納付は、金融機関や税務署の窓口に出向かなくても納付手續ができる「キャッシュレス納付」が大変便利です。

- | | | |
|--------------|------------|----------------|
| ① ダイレクト納付 | ② 振替納税 | ③ インターネットバンキング |
| ④ クレジットカード納付 | ⑤ スマホアプリ納付 | |

特に、ダイレクト納付は、事前にダイレクト納付利用届出書を税務署へ提出することで、e-Tax から簡単な方法で口座引落としにより納付する便利な納税方法です。自動ダイレクトを利用すれば、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手續も同時に完了することができます。

税理士ご自身の納税について積極的にご利用いただきますようお願いいたします。

また、関与先に対してもお知らせいただきますようお願いいたします。

2 納税証明書オンライン請求

納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利です。

特に、電子納税証明書 (PDF) はお手持ちのスマートフォンで請求から受取りまで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください。

税務署の窓口では、来署者へスマホ請求の利用勧奨を行っています。関与先から利用者識別番号等の問い合わせがあるかもしれませんので、ご協力をお願いいたします。

【徴収部門】

期限内納付の指導等

関与先の方が期限内に納付されるよう、課税期間当初、期中及び申告前などのタイミングで納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、税理士の皆様のご指導をお願いいたします。

なお、国税庁ホームページには、期限内納付の周知や予納制度を利用した納税の案内など、税理士の皆様が効果的かつ具体的な納付指導が行えるよう、納付指導を行うポイントなどを整理したチェック表や関与先の納税者へ交付するチラシを掲載しております。関与先の方が期限内に納付できないなどの事情がある場合には、「納付指導・相談チェック表」や各種滞納の未然防止に関するチラシをご活用いただき、猶予制度についてご説明いただくとともに、具体的な納付計画を立案の上、早めに税務署の徴収担当に相談するよう、関与先の方へご指導をお願いいたします。

【リーフレット：税理士の皆様へ 期限内納付に向けたご指導をお願いします！】

【リーフレット：納付指導・相談チェック表】

※リーフレット等掲載場所



【資産課税部門】

相続税 e-Tax 利用拡大のお願い

資産課税部門では、相続税及び贈与税 e-Tax の利用拡大に向け、取り組んでいます。

特に、相続税は税理士関与割合が約 9 割と高いことから、税理士の皆さまに相続税 e-Tax を利用していただくことが利用率向上に直結します。

また、相続税 e-Tax は、税理士の皆さまからのご意見等を踏まえ、利便性の向上を図ってまいりますので、是非ご利用ください。

なお、「相続税 e-Tax 特設サイト」で、相続税 e-Tax の最新情報が確認できますので配付資料の下段の二次元コードからご覧ください。

【リーフレット：税理士の皆さまへ 相続税 e-Tax をご利用ください】

【法人課税部門】

1 法人税 ALL e-Tax の推進

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、法人税 ALL e-Tax を推進しています。令和 6 年度の ALL e-Tax 率(速報値)は、全国では 67.7%、東京局管内では 62.3%、藤沢署では 68.8%であり、ご協力に感謝申し上げます。法人課税部門では e-Tax の更なる勧奨に取り組んでまいりますので、引き続き、よろしくお願いします。

また、税理士事務所に税務署の幹部職員が勧奨に伺った際には、ALL e-Tax で申告できない場合の理由について教えていただけましたら、改善のための情報となりますので、ご対応方よろしくお願いします。

なお、e-Tax で送信できる添付書類については法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められており、財務諸表等の添付書類は PDF 形式による提出が認められていませんので、ご注意ください。

※ 財務諸表データの送信方法に関する詳細は、e-Tax ホームページの「財務諸表データの送信」をご確認ください。



【リーフレット：e-Tax 申告法人の 4 社に 3 社が ALL e-Tax です!!】

2 源泉所得税キャッシュレス納付

納付機会の多い源泉所得税については、キャッシュレス納付の更なる利用拡大に向けて取り組んでいくことが、納税者の利便性の向上に大きく寄与します。

今後、納税回数の多い事業者の方に対して税務署の幹部職員が勧奨に伺うことにしていますので、税理士の皆様方からも顧問先に対して e-Tax を使った納付についてご指導をお願いします。

【リーフレット：e-Tax を利用して源泉所得税が納付できます！】

【総務課】

1 税理士等に対する実態確認

例年、税理士業務の適正な運営の確保を図るため、皆様の事務所に直接伺い、事務所の運営や事務処理の状況等を確認させていただくとともに、税理士法や税理士制度あるいは税務行政などに関して皆様からの意見等を聞かせていただいております。本年におきましても実態確認を実施することとしております。

なお、実施する際には、事前に日程調整の連絡をした上で伺わせていただきます。

また、書面による実態確認も実施することとしております。

ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

2 書面添付制度の活用

書面添付制度は、税理士及び税理士法人が作成・審査した申告書について、どのように調整されたかを、税理士法第 33 条の 2 に規定する書面や意見聴取という税理士等に付与された権利の行使を通じて明らかにすることにより、法令に沿った適正な申告書の作成及び提出に資するとともに、税務執行の一層の円滑化・簡素化に資するとの趣旨によるものです。引き続き書面添付制度の更なる普及・定着に向けてご理解とご協力をお願いします。

なお、添付書面作成の補助資料として国税庁HPにチェックシート及び記載例がありますので、是非ご活用ください。

※チェックシート等掲載場所



税理士の皆様へ

期限内納付に向けたご指導をお願いします！

納税者の方が期限内に納付されるよう、以下のタイミングで納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、税理士の皆様のご指導をお願いします！

課税期間当初

中間申告や予定納税など、今期の納税手続をお知らせください！

期中において

計画的な納税資金の準備について、ご指導をお願いします！

確定申告前

早めに納税額をお伝えの上、期限内納付のご指導をお願いします！

課税期間の当初における納付指導

☐ 申告所得税は予定納税が必要となることをご指導ください。

- ・ 予定納税基準額が 15 万円以上の場合。

☐ 法人税・消費税は中間申告・納税が必要となることをご指導ください。

- ・ 前期の法人税が 20 万円超、消費税が 48 万円超の場合は中間申告・納税が必要となります。
- ・ 消費税の課税事業者への説明には、リーフレット「中間申告分の納付は期限内に！」を活用ください。

(注) 上記は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期中における納付指導

☐ 計画的な納税資金の準備・積立てをご指導ください。

- ・ 消費税の課税事業者等への説明には、リーフレット「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」をご活用ください。また、前期の年税額が 48 万円以下で中間申告が不要な課税事業者の方については、「任意の中間申告」を利用することもできます。

☐ ダイレクト納付を利用した予納についてご案内をお願いします。

- ・ 納付日や納付額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

期限内に納税が難しい場合は・・・



国税庁

確定申告（納期限）前の納付指導

□ 申告・納期限の前に納税者の方へ納付指導をお願いします。

- ・ 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、納税額（見込）を早めにお知らせください。
- ・ 個人の納税者の方への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

□ 便利な納税手段についてご案内をお願いします。

- ・ 納税者の利便性に合わせて、「振替納税」や「ダイレクト納付」など多様な納税方法があります。
- ・ ダイレクト納付については、e-Tax で申告等データを送信する際に必要事項をチェックするだけで、納付手続が可能な「自動ダイレクト」の利用を開始しましたので、併せてご活用ください。

□ 個人の方は、納付方法を選択することもできます。

- ・ 申告所得税又は消費税を振替納税で納税する場合は、振替日までの延滞税はかかりません。
- ・ 申告所得税や贈与税は、申告時に延納を選択することができます（利子税がかかります。）。

（注）上記の納付手段や納付方法は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期 限 内 に 納 税 が 難 し い 場 合 は . . .

期限内納付が困難な場合の納付指導

□ 納期限までに納税ができない場合は、以下のような不利益があります

- ・ 原則として法定納期限の翌日から完納までの日数に応じた延滞税を納付する必要があります。
- ・ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。
- ・ 納税証明書「その3」が発行されません。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

□ お早めに税務署の徴収担当までご相談ください。

- ・ 国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります（申請が必要となります。）。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」をご活用ください（猶予申請書等は国税庁ホームページから入手できます。）。
- ・ 税理士の方が納税者に代理して、例えば分納や納税の猶予等に関する納付相談を行う場合は、税務代理権限証書が必要となります。
- ・ 納税者の方が納付相談のため来署される場合は、「納付指導・相談チェック表」もご活用ください。



納付指導・相談チェック表

納税者の方が期限内に納付されるよう、納期限前のタイミングで納税額や納付の意思を確認するなど、税理士の皆様からの納付指導をお願いします。

◎ 確定申告（納期限）前の納付指導

- ☐ 1 納税者に納税額と納期限（振替期日）を早期に知らせた。
- ・ 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、早めのお知らせをお願いします。
 - ・ 個人の納税者への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。
- ☐ 2 納税者に納税の見込みと納税の方法を確認した。
- ・ 納税の見込みの確認を通じて期限内納付を指導いただくとともに、振替納税やダイレクト納付など便利な納付方法についても推奨をお願いします。

◎ 期限内納付が困難な場合の納付指導

- ☐ 3 納税者に納税が期限後となる場合のデメリットを説明した。
- ・ 説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。
- ☐ 4 納税者に税務署（徴収担当）へ早期に納付相談へ行くよう指導した。
- ・ 納付相談に当たっては、あらかじめ、具体的な納付計画を検討するよう指導願います。
 - ・ 納付計画の検討に当たっては、最近の事業状況を反映した資金繰り表の作成が有効です。
- ☐ (1) 納付相談に当たり、猶予制度の利用を推奨した。
- ・ 猶予制度の説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります。」をご活用ください。
 - ・ 猶予申請書等は、国税庁ホームページ（税の情報・手続・用紙→納税・納税証明書手続→納税に関する総合案内（3. ②猶予制度の概要・申請方法））から入手できます。
- ☐ (2) 猶予制度によらずに短期に分割納付（おおむね3月以内）する場合は、以下に具体的な納付計画を記載した上で、納付相談するよう指導した。

○ 納付計画記載欄（納税者が記載してください）

氏名（名称）		住所（所在）	
課税期間	年 月 日～ 年 月 日	税 目	税 税額 円
1 期限内に納付可能な金額		円（納付予定日	年 月 日）
2 残額についての納付計画		円（納付予定日	年 月 日）
		円（納付予定日	年 月 日）

（注）納付計画は、具体的な資金繰りの状況等を伺った上で、税務署において適否を判断しますので、提示を受けた納付計画の再検討を求める場合があります。

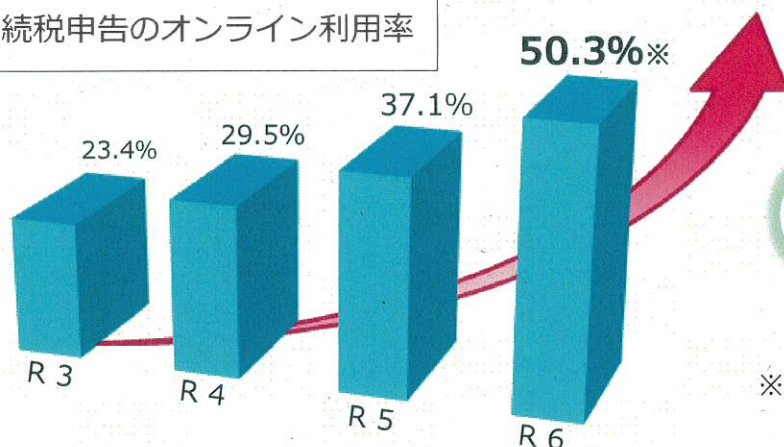
○ 税理士の方は、指導事項をチェックの上、期限内納付が困難と見込まれる納税者の方には、このチェック表を持参して税務署に納付相談に行くよう指導をお願いします。

税理士の皆さまへ

相続税e-Tax をご利用ください

相続税e-Taxを利用する場合の7つのポイントを裏面で紹介

相続税申告のオンライン利用率



➤ 利用率は3年前と比べて
2倍に上昇！

※令和7年3月末時点の利用率(速報値)です。

税理士の皆さまからのご意見等を踏まえた利便性向上策

税理士による贈与税申告情報の確認 (R7.5～) **NEW**

- ◆ e-Taxのマイページにおいて、相続人が過去にe-Tax送信した贈与税申告情報の確認が可能 (R7.1～)
- ◆ 相続人と委任関係の登録を行った税理士も相続人のマイページから贈与税申告情報の参照が可能

添付書類等のスキャナ読取り要件の見直し (R7.4～) **NEW**

- ◆ イメージデータ (PDF) のカラー要件を見直し、グレースケール (白黒など) で送信可能
- 令和7年3月まではカラー階調 (いわゆる、フルカラー) によりスキャナ読取り等を行う必要がありました。

利用者識別番号確認手続の簡素化 (R6.12～) **NEW**

- ◆ 複数人分の利用者識別番号を一度の「変更等届出書」の送信で確認可能
- 利用者識別番号の有無等は税務署 (又は業務センター) から税理士に電話で回答

提出をお願いしている添付書類の削減 (R5.1～)

- ◆ 固定資産評価明細書、登記事項証明書、預貯金の残高証明書等は原則提出不要

「相続税e-Tax特設サイト」のお知らせ

- 相続税e-Taxに関するFAQや、利用者識別番号の確認方法など、参考となる情報を掲載しています。

Check!

閲覧は
こちらから

相続税e-Tax
特設サイト



相続税e-Taxを利用する場合の 7つのポイント

申告書作成前の相続人への説明時

① 相続人の「利用者識別番号」を確認

- 利用者識別番号が不明な場合は「**変更等届出書**」をe-Tax送信
- 利用者識別番号の有無等を税務署又は業務センターから税理士に**電話**で連絡
- ※ パスワードの解除は不要です。



「変更等届出書」
の入力方法

② 相続人に「委任関係の登録」について説明

- e-Tax上で「**委任関係の登録**」を実施
- ※ 「委任関係の登録」により相続人のe-Taxマイページ参照権限が税理士に付与されます。



委任登録の方法

◆ 納付が見込まれる場合には、ダイレクト納付利用届出書の準備いただくことをおすすめします。

相続税申告に必要なとなる資料の収集時

③ マイページから「贈与税申告情報」を確認

- 委任関係の登録を行った**相続人のマイページ**を参照
- 「贈与税関係」メニューから**贈与税申告情報**を確認
- ※ 確認できる情報は e-Tax で送信された申告に限ります。



マイページの
贈与税申告情報

④ 収集した書類はPDFで保管

- 収集した書類は**PDFで保管**
- ※ 相続人から預かった書類をスキャンしてPDF化。

相続税申告のe-Tax送信時

⑤ 添付書類はイメージデータ (PDF) で送信

- イメージデータ (PDF) は**グレースケール (白黒など)**でも可能
- 1回の送信で**14MB**まで送信が可能 (合計11回: 最大154MBの送信が可能)



イメージデータで
送信可能な添付書類

⑥ 申告書の提出状況はe-Taxの受信通知で確認

- e-Tax受信通知画面から**申告書の提出状況**を確認
- 申告書の提出日時はいつでも確認が可能

相続税の納付時

⑦ 相続税の納付もキャッシュレス

- キャッシュレス納付なら税務署や金融機関等への**窓口に行く必要なし**
- 税理士が納税者に代わって**ダイレクト納付**の手続を行うことが可能
- ※ ダイレクト納付を利用する場合は、**事前に**「ダイレクト納付利用届出書」の提出が必要となります。



納付手続

e-Taxの事前準備・送信方法・エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ

- WEBで解決
e-Taxのご利用に当たって、皆さまから寄せられた質問を、e-Taxホームページへ掲載しています。
e-Tax全般に関する質問につきまして、まずは「よくある質問 (Q&A)」をご覧ください。
- 電話によるお問い合わせ
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901
受付時間: 月～金曜日 9:00～17:00 (休祝日及び12月29日～1月3日を除く)



e-Taxに関する
お問い合わせ先



e-Tax申告法人の 4社に3社が ALL e-Tax です！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、**添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）**を推進しています。



ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

e-Taxで申告した法人の **4社に3社** が、ALL e-Taxです。

02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

◇財務諸表 **XBRL形式・CSV形式**

◇勘定科目内訳明細書

XML形式・CSV形式

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

「**国税庁動画チャンネル**」
に動画を掲載しています。

※ 財務諸表データの提出方法については裏面をご覧ください。

YouTube
「**国税庁動画チャンネル**」



Check



財務諸表データの作成方法

〔「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応〕

パターン① ソフト間に互換性がある



税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

パターン② ソフト間に互換性がない



標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。

作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

Check

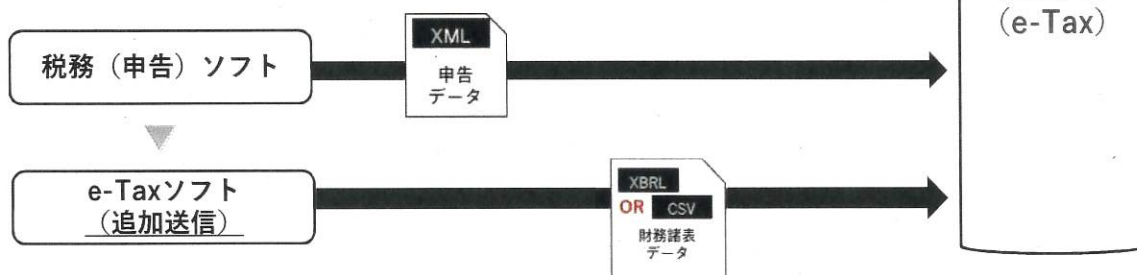


財務諸表データのe-Tax送信方法

パターン① 申告データと同時送信



パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信



※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、**e-Taxホームページ**をご覧ください。

財務諸表データの送信





e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

国税電子申告・納税システム (e-Tax) による納付手続は次のとおりです。

ご利用開始までの流れ (e-Taxソフト (WEB版) を利用する場合)

※ e-Taxソフト (WEB版) はWebブラウザ上で納付手続を利用できます。なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして納付手続を利用することも可能です。

1 e-Taxソフト (WEB版) の準備をします。

e-Taxソフト (WEB版) をご利用になる際に、事前準備セットアップが必要な場合があります。事前準備セットアップについては、e-Taxホームページ「e-Taxソフト (WEB版) のご利用に当たって【パソコン】」をご覧ください。



2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出 (送信) が必要です。e-Taxソフト (WEB版) を利用して開始届出書の提出 (送信) を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始 (変更等) 届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。

2 e-Taxソフト (WEB版) の操作方法については、e-Taxホームページ (e-Taxソフト (WEB版) ご利用ガイド) をご覧ください。



3 税務署又は金融機関等に対し納付のための手続 (準備) を行います。

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。なお、各納付手続の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」(https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm) をご覧ください。



「源泉所得税の納税手続」

① ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替) を利用する場合

ダイレクト納付利用届出書を所轄の税務署へ提出します。

個人事業者の方は e-Tax からダイレクト納付利用届出書を提出 (送信) することができ、金融機関届出印や電子証明書が不要となります。

書面でダイレクト納付利用届出書を提出していただいてから利用可能となるまでに1か月程度かかりますが、e-Taxでの提出 (送信) の場合は、1週間程度でご利用できます。

ダイレクト納付利用届出書の記載方法や、ご利用可能な金融機関等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「ダイレクト納付」でご確認ください。

令和6年4月1日以降、e-Taxの徴収高計算書データを送信する画面において「自動ダイレクトを利用する」旨の項目が表示され、チェックを入れて送信すると、徴収高計算書データの送信と併せてダイレクト納付の手続が可能となりました。

※ 法定納期限当日に電子申告を行った場合はその翌取引日に口座引落としされます。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキングの契約をします。利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」(ペイジー) が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

③ クレジットカード納付を利用する場合

利用可能なクレジットカードをご準備ください (利用可能なクレジットカード等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「クレジットカード納付」でご確認ください。)

※ 納付税額に応じた決済手数料がかかります (決済手数料は、国の収入になるものではありません。)

④ スマホアプリ納付を利用する場合

スマートフォンをご準備ください。

※1 納付できる金額は30万円以下となります。

※2 事前にPay払い (〇〇ペイ) へのアカウント登録及び残高のチャージが必要です。

これで納付のための手続 (準備) は完了です。具体的な納税のしかたについては次ページをご覧ください。

スマートフォンなどを利用して源泉所得税が納付できます。

スマートフォンやタブレット端末からも、e-Taxソフト (WEB版) を利用することにより、源泉所得税を納付できます。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

☆☆e-Taxを利用した納付のしかた（源泉所得税）☆☆

国税電子申告、納税システム（e-Tax）の利用のための事前準備（前ページをご覧ください。）の後、ダイレクト納付などによる納付が可能となります。

e-Taxソフト（WEB版）を利用した源泉所得税及び復興特別所得税の納付のしかたは次のとおりです。

1. 徴収高計算書データの作成・送信

開始届出を送信し取得した「利用者識別番号」とe-Taxに登録した「暗証番号」を用いてe-Taxソフト（WEB版）にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。

※ 納付すべき税額がない場合（納付税額0円）の徴収高計算書データについても送信することができます。

e-Taxを利用することにより所得税徴収高計算書（納付書）が不要となる方につきましては、「所得税徴収高計算書用紙の送付の要否」欄の「1 送付不要」を選択し、徴収高計算書データを送信してください。
 次の年末調整関係書類送付時から納付書の送付（郵送）を省略いたします。

項目	内容	金額
源泉所得税	1,240,000	83,400
復興特別所得税		8,340
合計		91,740

2. 納付方法の選択

データを送信後表示される受信通知又はメッセージボックス一覧から納付区分番号通知を表示し、納付方法を選択します。

① ダイレクト納付を利用する場合

納付予定日に応じて、画面の「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」のボタンをクリックします。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

画面の「インターネットバンキング」ボタンをクリックし、以後、画面の案内に従い、お取引先の金融機関のインターネットバンキングにログインします。

③ クレジットカード納付を利用する場合

画面の「クレジットカード納付」ボタンをクリックし、「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスします。

④ スマホアプリ納付を利用する場合

画面の「スマホアプリ納付」ボタンをクリックし、「国税スマートフォン決済専用サイト」（スマートフォン専用）へアクセスします。

受信通知（納付区分番号通知）

通知内容

送付されたデータを確認してください。
 なお、通知内容の確認のため、担当職員からの連絡を受ける場合があります。

納付手続の進捗に注意ください

選択された納付手続が完了します。本画面または別ウィンドウ（外部サイト）において、別途、納付手続が完了した場合、二重に納付されるおそれがありますのでご注意ください。

利用者識別番号 2601042922100000
 氏名又は名称 株式会社国税事務
 代表者氏名 国税大所
 受付番号 20250710120357171511
 受付日時 2025/07/10 12:03:57

ダイレクト納付

届出済みの預貯金口座よりダイレクト納付を行うことができます。

①

今すぐに納付される方
 納付日を指定される方

電子納税

「国税電子納税システム」にログインし、「電子納税」を選択し、以下の画面から「電子納税」を行います。

国税大所
 納付金額 83,400円

②

インターネットバンキング

クレジットカード納付

クレジットカードより納付を行う場合は「クレジットカード納付」を選択し、「国税クレジットカードお支払サイト」へ納付手続を行います。

納付先 国税大所
 納付金額 83,400円

③

クレジットカード納付

スマホアプリ納付

スマホアプリ納付を行う場合は「スマホアプリ納付」を選択し、「国税スマートフォン決済専用サイト」へ納付手続を行います。

納付先 国税大所
 納付金額 83,400円

④

スマホアプリ納付

3. 納付

① ダイレクト納付を利用する場合

納付日を指定して納付する場合は、振替を行う預貯金口座を選択し、納付日を指定した後、画面の「納付」をクリックすると、選択した預貯金口座から指定した期日に振替が行われ、納付が完了します。

「自動ダイレクト」を利用する場合は、「1. 徴収高計算書データの作成・送信」時にチェックボックスにチェックを入れてください。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

インターネットバンキングにログインすると、払込情報が画面に表示されますので、内容を確認し納付手続を行います。

③ クレジットカード納付を利用する場合

「国税クレジットカードお支払サイト」が表示されますので、注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容（納付金額等）を確認し納付手続を行います。

④ スマホアプリ納付を利用する場合

「国税スマートフォン決済専用サイト」が表示されますので、注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容（納付金額等）を確認し納付手続を行います。

- 1 納付期限内に徴収高計算書データを送信した場合であっても、期限後に電子納税を行ったときは、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないことがありますのでご注意ください。
- 2 ダイレクト納付の場合、納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。また、納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。
- 3 クレジットカード納付の場合、納付手続完了後、「クレジットカード納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。
- 4 スマホアプリ納付の場合、納付手続完了後、「スマホアプリ納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

令和7年9月吉日

研修部企画研修予定

●WEB 研修

9月：事業承継入門

10月：相続税・贈与税・事業承継制度のヒヤリハット事例とその予防策

11月：相続税精算課税制度と暦年課税の選択判断ポイントと留意点

12月：元裁判官の弁護士がわかりやすく解説！！税理士が知っておくべき近時の民法改正と

税理士が巻き込まれてしまった裁判例の傾向と対策

1月：相続財産の把握のために必要な公的機関等への照会

●会場型研修

10月16日（木）午後3時から午後5時：

■第一部「税理士が知っておきたい今後のマーケット展望

～魅力的な投資先とこれからの資産運用戦略～」

■第二部「税理士必見！クライアントの課題解決のための

ソリューション活用～決算、相続・贈与～」

11月17日（月）午後3時から午後5時（予定）：テーマ未定

平成27年に「研修規則」が制定され、1事業年度に研修受講36時間以上が義務となり、その研修実績は日本税理士連合会で一般にも公表されています。弁護士会や公認会計士会などの他仕業でも研修が義務付けられており、公表されている受講達成実績は約85%ですが、税理士会は79%、藤沢支部は63%となります。税理士の信用失墜にも繋がりがかねない状況であり、

研修を受講したら必ず「受講登録」をお願いします。

藤支7第123号
令和7年9月1日

会員各位

東京地方税理士会 藤沢支部
支 部 長 森 田 恵 理 子
研修部長 笹 井 美 知 子

会場型支部単独研修会開催のお知らせ

いつも研修事業にご参加いただきありがとうございます。

下記の通り、藤沢支部研修部主催の会場型研修会を開催いたします。

今回は税理士以外の講師を迎え、近年、顧問先からの質問・相談が増えた多種多様な投資手法や金融マーケットのうち、税理士業務に関連がありそうな事項に焦点を当て、分かりやすく解説していただきます。

ご多忙中誠に恐縮ですが、ご参加いただけますようお願い申し上げます。

記

1. 開催日時 令和7年10月16日（木）15時00分～17時00分
2. 開催場所 藤沢商工会館ミナパーク 502会議室
(神奈川県藤沢市藤沢607-1 TEL0466-27-8888)
3. テー マ (研修時間2時間)
 - 第一部 (1時間30分)
「税理士が知っておきたい今後のマーケット展望
～魅力的な投資先とこれからの資産運用戦略～」
 - 第二部 (30分)
「税理士必見！クライアントの課題解決のためのソリューション活用
～決算、相続・贈与～」
4. 講 師 SBI マネープラザ株式会社 ご担当者様
(プライム上場のSBIホールディングスのグループ企業)

東京地方税理士会 & かながわ信用金庫

第11回商談会

事前
申込制

県内で活躍される事業者さまの
販路拡大、新たな出会いを見つける機会に！

日時

2026年1月23日(金)10:00~17:00

ご参加いただける業種

食品関連企業及び製造業

会場

かながわ信用金庫
横浜営業部 6階会議室

参加お申込みについて

■募集期間

＜発注・バイヤー企業様＞

2025年8月8日(金)~9月12日(金)

＜受注・サプライヤー企業様＞

2025年9月25日(木)~11月14日(金)

■参加費用

無料

■お申込み方法

エントリーシート及び商談会参加に関する同意書を、
かながわ信用金庫担当者までお渡しください。

会場案内図



ACCESS

所在地: 神奈川県横浜市中区不老町1-3

JR京浜東北線「関内駅」徒歩1分

<商談会概要>

- 商談日時 2026年1月23日(金) 10:00~17:00
- 商談場所 かながわ信用金庫 横浜営業部 6階会議室
- 募集対象企業 食品関連企業 及び 製造業
- 募集予定規模 発注・バイヤー企業:20社程度
受注・サプライヤー企業:企業40社程度
- 参加費 無料
- 商談形式 発注企業別のブースにおいて1商談20分の個別商談形式(最多14商談予定)
- マッチング方法 事前マッチング方式
 - ・発注企業の希望を優先して商談相手を選定します。
 - ・受注企業の商談希望を事前に発注企業にお伝えしますが、ご希望に添えない場合がありますので、ご承知おきください。
 - ・商談に至らなかった企業との名刺交換の時間を2回設ける予定です。

■商談会までのスケジュール

日程(予定)	内容
2025年8月8日(金)~ 2025年9月12日(金)	発注・バイヤー企業募集期間
2025年9月25日(木)~2025年11月14日(金)	受注・サプライヤー企業募集期間
2025年11月下旬	発注・バイヤー企業による商談希望先の選定
2025年12月中旬	商談先(マッチング先)のご案内
2026年1月23日	商談当日

- お申込方法 「エントリーシート」及び「商談会参加に関する同意書」のご提出
 - ・かながわ信用金庫担当者までお渡しください。
 - ・メールによるご提出を希望される方はお問い合わせください。
- 留意事項 お申込みは、商談をお約束するものではなく、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 主催 東京地方税理士会、かながわ信用金庫
- お問合せ先 かながわ信用金庫 顧客サポート部(担当:銭場・三明)
住 所:神奈川県横須賀市小川町7番地
電話番号:046-821-1733
E-mail : kanasemi@kanagawa-shinkin.co.jp